

18歳から取得可

# 準中型免許が新設されます。

～道路交通法の一部改正～平成29年3月12日施行

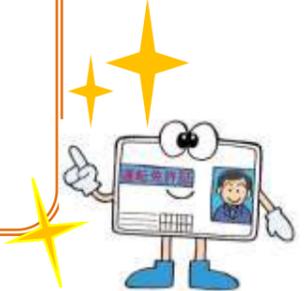
■運転免許の種類に新たに、「準中型自動車免許」が設けられます。

■準中型免許は普通免許を持っていなくても18歳から受けることができます。

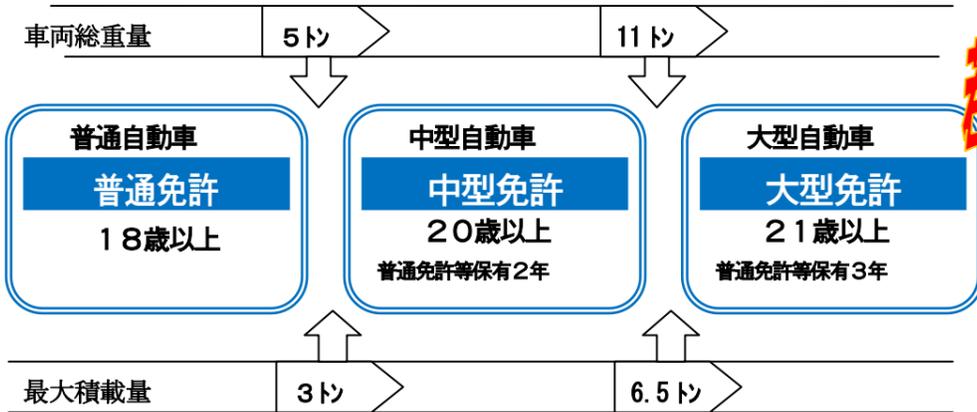
若い人もトラックドライバーの仕事に従事しやすくなります！



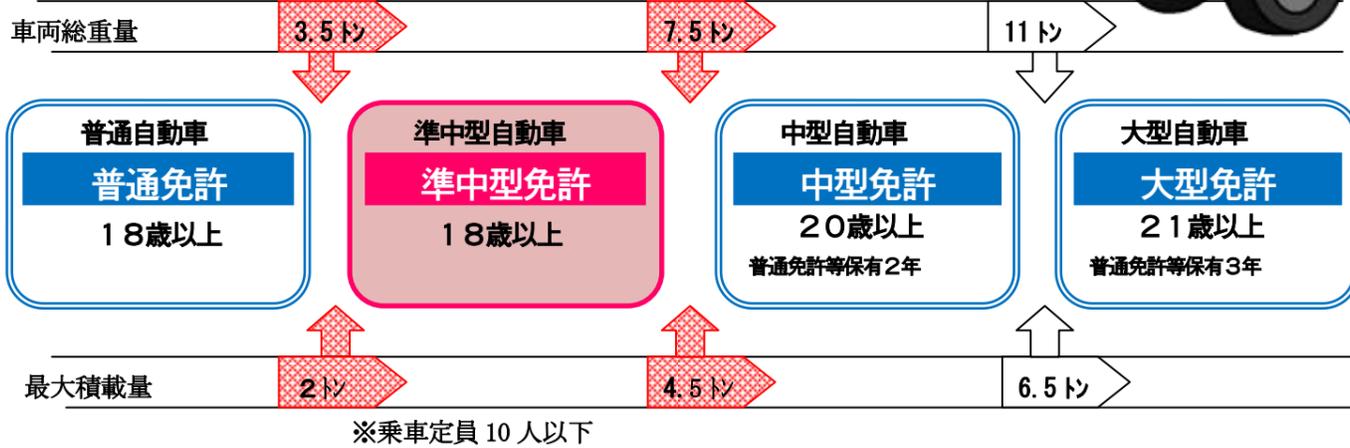
※免許取得後1年未満の方が、準中型自動車を運転する場合、初心運転者標識の表示が必要です。



改正前

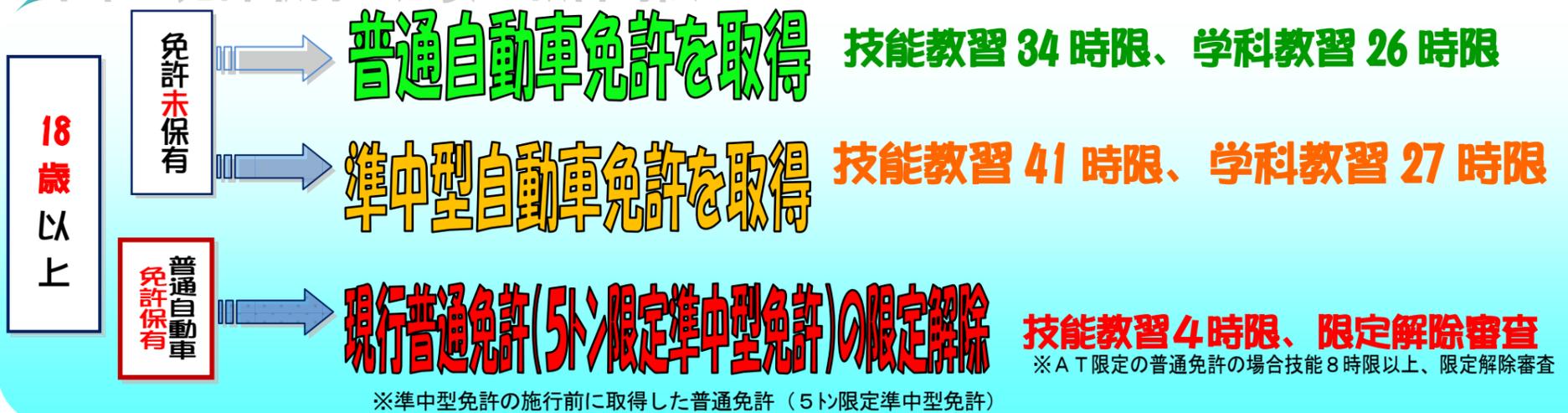


改正後



## 準中型免許取得に必要な教習時限は？

※下記の教習時限数は、最短教習時限数であり、それ以上になる場合があります。



現行の普通免許は、改正法施行後は「5ト限定準中型免許」となり、限定解除で「準中型免許」に！  
 平成29年3月12日より前に取得した現行の普通免許は、改正法施行後は5ト限定の準中型免許とみなされ、それまでの普通免許で運転できた自動車を引き続き運転することができます。5ト限定準中型免許は、所定の教習と限定解除審査で準中型免許にすることができます。

■聴覚に障害のある方(補聴器を使用しても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方)は、特定後写鏡を取り付けることと、聴覚障害者標識を表示することが条件となります。

お問い合わせ 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課・運転免許試験課  
 〒365-8501 鴻巣市鴻巣 405 番地4 TEL048-543-2001(代)